

具体的対応方針（役割）の決定について

1 経緯

令和 4 年 3 月 2 4 日付け厚生労働省医政局長通知「地域医療構想の進め方について」により、公立・公的病院に加え、民間病院及び有床診療所についても、毎年度、2025 年に向けた具体的対応方針（役割）を策定することとされている。

2 令和 5 年度 具体的対応方針（案）

事務局において直近の報告書等により次のとおり取りまとめた。

(1) 病院

(資料 3 - 2)

① 2025 年において担う役割の方針

- ・直近（令和 5 年 8 月 3 1 日更新）の愛知県地域保健医療計画別表等（以下「別表」という。）により作成
- ・「在宅」については、在宅療養支援病院を東海北陸厚生局へ届出た実績による。
- ・構想区域において 5 疾患（糖尿病を除く）5 事業等の役割を担っているか否かの判断基準については、原則として別表に掲載されている基準に準ずることとされている。（平成 30 年度 愛知県医療審議会決定）

② 2025 年に持つべき病床数の方針

- ・2022（令和 4）年度病床機能報告及び個別に提出されたプランに基づき作成

(2) 有床診療所

(資料 3 - 3)

① 2025 年において担う役割の方針（救急、周産期、在宅医療）

- ・直近（令和 5 年 8 月 3 1 日更新）の別表の掲載内容により作成

②（参考）有床診療所の病床の役割

- ・2022（令和 4）年度病床機能報告より作成

③ 2025 年に持つべき病床数の方針

- ・2022（令和 4）年度病床機能報告及び個別に提出されたプランに基づき作成